

市 町 村 合 併

事務事業 調整はじまる

現在、岐阜広域合併協議会(笠松町・岐阜市・羽島市・柳津町・北方町で構成)では、合併により誕生する新しいまちが、少子高齢化社会、情報化社会、国際化社会の進展などの社会システムの変化に対処しつつ、住民に身近なところで総合的な行政サービスを提供する基礎自治体として、将来的に安定した都市経営を確立できるよう、各市町によって異なる事務事業や制度の統合または再編に向けた協議を行っています。

各市町の事務事業の調整は、住民生活に急激な変化をもたらさないよう、伝統や文化、まちづくりの歩みを尊重しつつ、次の基本方針に基づき慎重に行ってまいります。

基本方針

市民生活に支障のないよう一体性の確保に努めること。(一体性の確保)
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、その他、福祉・保健サービス、各種施設の利用やその申し込みなど、市民生活にかかわる事項については混乱をきたさぬよう、一体性の確保に努めます。

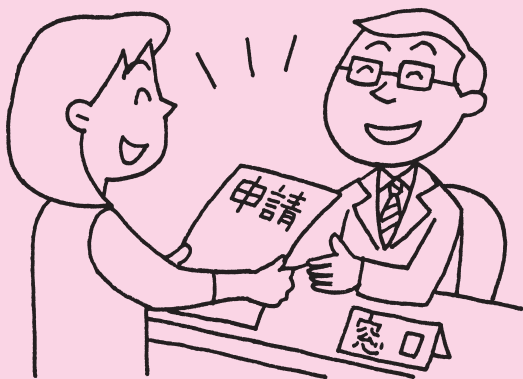
負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。(負担の公平)
各種使用料・手数料や各種税金など市民が直接負担するものについては、その料金や税率について「負担公平の原則」に立ち、市民に不公平感を与えないよう配慮し、調整に努めます。また、住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮にも努めます。

住民サービスおよび住民福祉の向上に努めること。(市民福祉の向上)
現在、各市町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、現行サービスの水準をできるだけ低下させないことを基本として調整に努めます。

都市の健全財政に努めること。(健全な財政の運営)
事務事業の一元化を図る際には、後年度負担も考慮し、地方分権社会に対応できる健全な財政運営を図れるよう調整に努めます。

行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めること。(行政改革の推進)

現在および今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップアンドビルド」の視点を立った行政改革を推進しつつ、これからの進むべき自治体のあり方を視野に入れながら調整に努めます。



スクラップアンドビルド：採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けること